

加領郷小学校閉校跡施設運営事業

基本協定書（案）

令和7年 月

奈半利町

奈半利町（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、加領郷小学校閉校跡施設運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結することに向けて、甲及び乙の義務を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「運営権」とは、本事業に関するPFI法第2条第7項の規定に定める公共施設等運営権をいう。
- （2）「運営権者」とは、本事業に関する運営権を有する者をいう。
- （3）「実施契約」とは、本事業の実施に関して甲と運営権者の間で締結されるPFI法第22条第1項の規定に定める公共施設等運営権実施契約をいう。
- （4）「実施方針」とは、令和7年7月15日付けて公表された本事業に係るPFI法第5条第1項の規定に定める特定事業の実施に関する方針をいう。
- （5）「運営権対価」とは、PFI法第20条の規定に定める甲が運営権者から徴収することができる対価及び実施契約において甲と運営権者が定める価格をいう。
- （6）「募集要項」とは、令和7年8月15日付けて公表された本事業に係る募集要項をいう。

（当事者の義務）

第3条 甲及び乙は、運営権の設定及び実施契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、実施契約の締結のための協議において、本事業に係る甲の要望事項を尊重するものとする。

（基本的合意）

第4条 甲は、募集要項に定める手続きにより乙が本事業を実施する者として選定されたことを確認する。

2 乙は、実施方針、募集要項に定められた内容を遵守のうえ、甲に対し、企画提案書及びプレゼンテーションで提案した内容について、実施契約に規定することを承諾するとともに、当該提案内容を遵守することを確認する。

（実施契約の締結）

第5条 甲及び乙は、実施方針、募集要項に記載された条件及び企画提案書に基づき実施契

約が締結できるよう最大限の努力をするものとする。

2 乙は、甲に対し、企画提案書及びプレゼンテーションで提案した運営権対価額の支払について実施契約に規定することを承諾するものとする。

3 乙は、実施契約の締結に関する甲との協議にあたっては、甲の要望を尊重するものとする。

4 実施契約の締結は、第7条第1項の議会の議決があったときに、これを行うものとする。  
(準備行為)

第6条 乙は、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に關し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に協力するものとする。

(運営権の設定)

第7条 甲は、実施方針に記載された事業スケジュールにより、PFI法第19条第4項の規定に定める運営権設定に係る議会の議決を得るよう努めるものとする。

2 甲は、議会の議決を得たうえで乙に運営権を付与し、乙は、実施契約に従って運営権者となり本事業を実施するものとする。

(実施契約の不成立)

第8条 乙の責めに帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合の費用負担等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 本協定の締結以降において甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は、原則として、乙が負担する。

(2) 甲は、前項の費用のほか、実施契約の締結に至らなかったことによる損害を受けたときは、乙に対してその損害を請求することができるものとし、乙は、当該請求を受けたときは、これを支払わなければならない。

2 甲の責めに帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、甲と乙の協議によって決定するものとする。

3 甲及び乙のいずれの責めにも帰すべからざる事由により実施契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害については、各自これを負担するものとして相互に債権債務の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ず第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所等により開示が命じられた場合、甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合には、この限りでない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から実施契約の終了までとする。ただし、

実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと甲が判断し、乙に通知しそれが到着した日までとする。

(協議)

第 11 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙はいずれも誠意をもって協議して定めるものとする。

(準拠法)

第 12 条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

以上を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 高知県安芸郡奈半利町乙 1659 番地 1  
奈半利町  
奈半利町長 竹崎 和伸

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○